

医 薬 品 販 売 業 許 可 更 新 申 請 書

事 項	配置販売業（新配置）の許可を更新しようとするとき
根 拠 法 令	法 律 第 24 条、第 38 条、薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）附則第 8 条、第 14 条 施 行 令 第 44 条、第 57 条 施行規則 第 142 条、第 149 条、第 155 条 施行細則 第 6 条
提 出 部 数	2 部（1 部薬事管理課、1 部松本市保健所）
添 付 書 類	医薬品販売業許可証の原本
手 数 料	11,900 円（長野県収入証紙）
そ の 他	許可証を紛失した場合、再交付申請手続きを併せて行う。

医薬品販売業許可更新申請書

記載例

許可番号及び年月日		〇〇〇〇〇〇〇〇 令和〇年〇月〇日	
店舗又は営業所の名称		株式会社〇〇 〇〇支店	
店舗若しくは営業所の所在地又は営業の区域		長野県一円	
変更内容	事項	変更前	変更後
	☒ 変更なし ☐ 変更あり()		
(法人にあっては) 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		(法人の場合は必ず記載してください) 代表取締役 〇〇 〇〇 取締役 〇〇 〇〇	
申請者に責任を有する役員(法人にあっては、薬事に関する業務の欠格条項を含む。)の氏名	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	☒ 全員なし ☐ あり
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	☒ 全員なし ☐ あり
	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	☒ 全員なし ☐ あり
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	☒ 全員なし ☐ あり
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	☒ 全員なし ☐ あり
	(6)	精神の機能の障害により医薬品販売業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	☒ 全員なし ☐ あり
	(7)	医薬品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	☒ 全員なし ☐ あり
備考			

上記により、 配置販売業 の許可の更新を申請します。

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都新宿区〇丁目〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏名 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇

長野県知事
市長

殿

醫 藥 品 販 売 業 許 可 更 新 申 請 書

許 可 番 号 及 び 年 月 日			
店 舗 又 は 営 業 所 の 名 称			
店 舗 若 し く は 営 業 所 の 所 在 地 又 は 営 業 の 区 域			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	☐ 変更なし ☐ 変更あり()		
(法 人 に あ つ て は) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名		(法人の場合は必ず記載してください)	
申請者に責任を有する役員を含む。 (法人にあつては、薬事に関する業務の欠格条項)	(1)	法第 75 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者	☐ 全員なし ☐ あり
	(2)	法第 75 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者	☐ 全員なし ☐ あり
	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3 年を経過していない者	☐ 全員なし ☐ あり
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から 2 年を経過していない者	☐ 全員なし ☐ あり
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	☐ 全員なし ☐ あり
	(6)	精神の機能の障害により医薬品販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	☐ 全員なし ☐ あり
	(7)	医薬品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	☐ 全員なし ☐ あり
備 考			

上記により、**配置販売業** の許可の更新を申請します。

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

住所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

長野県知事
市長

殿